

(健Ⅱ130)
令和2年5月19日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤和彦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う
障害年金診断書の提出期限の延長について

障害の程度の審査が必要な障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者等（以下「受給権者等」という。）は、厚生労働大臣が指定した年における誕生日の属する月の末日（以下「提出期限」という。）までに、障害の現状に関する医師等の診断書（以下「障害年金診断書」という。）を日本年金機構に提出することが求められるなど、医療機関の受診が必要となっているところであります。

他方、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが・・・重要」とされ、治療の観点からは急を要さない障害年金診断書の取得等のみを目的とした受診を回避する必要があります。

こうした観点から、今般、厚生労働大臣告示（令和2年厚生労働省告示第197号）により、障害年金診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、提出期限が1年延長され、厚生労働省より本会に対して周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管内郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月12日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省年金局
事業管理課給付事業室

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害年金
診断書の提出期限の延長について

平素より年金事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害の程度の審査が必要な障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者等（以下「受給権者等」という。）は、厚生労働大臣が指定した年における誕生日の属する月の末日（以下「提出期限」という。）までに、障害の現状に関する医師等の診断書（以下「障害年金診断書」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、障害基礎年金、障害厚生年金等の支払いが一時差止めとなります。

他方で、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが…重要である。」とされているところであり、治療の観点からは急を要さない障害年金診断書の取得等のみを目的とした受診を回避する必要があります。

こうした観点から、厚生労働大臣告示（令和2年厚生労働省告示第197号）により、障害年金診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にあつる受給権者等について、提出期限をそれぞれ1年間延長することといたしました。

つきましては、本件について、貴会会員等に対して周知いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【本件連絡先】

厚生労働省年金局事業管理課

給付事業室 本山

電話 03-5253-1111（内線 3593）

FAX 03-3595-2708

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、障害年金診断書の提出期限を1年間延長します

- ▶ **令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方について、提出期限をそれぞれ1年間延長します。**
- ▶ **対象期間に該当する方については、延長前の提出期限までに診断書を作成・提出いただく必要はありません。**

診断書提出期限の延長の内容

- ✓ 対象者：令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方
 - ✓ 延長後の提出期限：現在の提出期限の1年後
 - ✓ 対象地域：全国（海外に居住する受給権者等も含む）
- ※ なお、延長後の提出期限前に症状が悪化した場合は、増額改定の請求を行うことができます。 * 障害等級3級で65歳以上の方は請求できない場合があります。

既に診断書を提出された方について

対象者のうち、既に診断書を提出いただいた方については、診断書を審査した上で、不利益にならないよう、以下の取扱いとさせていただきます。

- ✓ 障害等級継続または増額改定と判定された場合は、延長前の提出期限の翌月から、判定結果を反映します。
- ✓ 減額改定・支給停止と判定された場合は、現状の支給を継続し、延長後の提出期限時に、再度、診断書を提出いただき、審査・判定を行います。

障害年金の更新期間は1～5年の間で設定されており、更新期間満了（誕生月末日）までに診断書を提出し、障害等級に該当していることが確認されれば、障害年金の受給が継続される仕組みです（永久固定の場合は、診断書の提出は不要です）

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお願いいたします。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○基準器検査規則の一部を改正する省令(経済産業省四一)
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令(同四二)

〔告示〕

○新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件(厚生労働一九七)
○基準器検査規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件(経済産業省一〇〇)
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期限及び期間を定める件(同一一)

五

省令

○経済産業省令第四十一号
計量法(平成四年法律第五十一号) 第四百四条第二項の規定に基づき、基準器検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年四月二十八日
基準器検査規則の一部を改正する省令
経済産業大臣 梶山 弘志

改正後	第二十一条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第二条の表の下欄に掲げる基準器検査を受けることができる者が前項の表の下欄に掲げる有効期間内に基準器検査を受けることが困難であるときは、当該有効期間は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間とする。	改正前	第二十一条 [新設] [略]
-----	--	-----	-------------------

附則

この省令は、公布の日から施行する。
○経済産業省令第四十二号
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を次のように定める。
令和二年四月二十八日
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令
(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正)
第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出) 第五条 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由	改正前	(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出) 第五条 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してなければならない。
-----	--	-----	--

○厚生労働省告示第九十七号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号(国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号(厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号(国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日)及び令和元年厚生労働省告示第六十号(令和元年台風第十九号に伴う災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給権者が届書等を提出すべき日を延長する件)において、受給権者又は受給権者がその日までに診断書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日(以下「指定日」という。)を令和二年二月二十九日から令和三年二月二十八日までの間に指定された者が診断書を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、指定日から起算して一年を経過した日とする。

令和二年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信